

資料 2

「リカレント教育としてのオンライン動画教材 等の開発・配信研究会」委員会設置要項

リカレント教育としてのオンライン動画教材等の開発・配信研究会設置要綱 …………… 75

○「リカレント教育としてのオンライン動画教材等の開発・配信研究会」 設置要項

リカレント教育としてのオンライン動画教材等の開発・配信研究会設置要項

令和3年5月17日制定

(目的及び設置)

第1条 令和2年度の第15回経済財政諮問会議(令和2年10月23日)において、厚生労働大臣より「関係府省と連携してリカレント教育を進める」旨の発言がなされたことを踏まえ、厚生労働省においてリカレント教育(個人の学び直し支援の政策)充実の一環として、オンラインにより無料で学べる動画の公開、配信を検討することとし、第11次職業能力開発基本計画案においても、IT利活用等の企業横断的に求められる基礎的内容を中心とする動画の作成、公開が盛り込まれたところである。

Society5.0などデジタル技術の進展を踏まえ、第4次産業革命の技術革新に対応したものづくり、IT利活用による生産性向上、基礎的なITリテラシーの習得を内容とし、併せて、関連する公共職業訓練や生産性向上支援訓練の業務改善の事例を紹介する内容を中心とした動画等の調査、作成及びオンライン配信の仕組みを検討・構築することを目的として、職業能力開発総合大学校基盤整備センター(以下「センター」という)にリカレント教育としてのオンライン動画教材等の開発・配信研究会(以下「研究会」という)を設置する。

(検討事項等)

第2条 研究会は、次の事項を検討する。なお、センター所長は、具体的な検討事項について、事前に機構公共職業訓練部長(以下「公共職業訓練部長」という。)と協議するものとする。

- (1) 第4次産業革命の技術革新に対応したものづくり動画教材等の作成に関する事。
- (2) 生産性向上支援訓練の動画教材の作成に関する事。
- (3) 職業能力開発総合大学校の調査研究で作成したものづくり分野に係るeラーニング等の動画教材等をアレンジ、利活用したオンライン動画教材等の作成に関する事。
- (4) 公共職業訓練等の紹介動画の作成に関する事。

(5) 動画教材等のオンライン配信方法に関すること。

(委員構成)

第3条 研究会の委員は、校長が指名し、研究会の座長は、委員の中から互選によって適宜選任する。なお、校長は委員の指名にあたり、事前に公共職業訓練部長と協議するものとする。

(研究会の開催)

第4条 研究会は必要の都度、校長が召集し開催する。

(報告)

第5条 センター所長は、研究会の検討内容等を取りまとめ公共職業訓練部長に報告する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、センターが公共職業訓練部大学校課と連携して行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、センター所長が公共職業訓練部長と協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。